

短期的価格下限と固定費補償

河野 二 男

目 次

- I 問題提起
- II 価格下限の概念——短期的価格下限と長期的価格下限
- III 価格下限問題の一元的処理
- IV シュルツ理論の概要とその検討
 - (1) 実際の価格下限の改良処理
 - 1) 実際の価格下限の決定に際しての固定費の除去可能性の考慮と再操費の導入
 - 2) 実際の価格下限の決定に際しての再操費問題
 - 3) 時間的要素と実際の価格下限の算定
 - 4) 生産数量の販売可能性に基づいた実際の価格下限の算定
 - (2) 差別的価格下限
 - (3) シュルツ理論の評価
- V 企業清算と生産転換（代替案の選択）——シュミット理論の概要とその検討

I 問題提起

限界原価計算はその生成の当初より特に短期利益計画にその機能の優位があると認識されてきた。この場合、その機能はあくまでも短期的なものであるというのが一般的見解である。この限界原価計算の短期的機能を決して否定しようとするものではないが、この計算方式の利用に際しては、固定費補償を通じての企業資本の維持が果されるかどうかという点が問題である。というのは、限界原価の概念および限界原価計算の方法は不況の子であって、不足操業を前提とし、固定費の一時的・短期的回収を断念することによって対処しようとするものである。したがって、この計算方法の利用に際して

は、将来の操業発展の仮定が潜在していることを等閑すべきではない。すなわち、将来の市場の好転を予測して、好況時に、不足操業時における利益喪失分と固定費の未補償額とを取り戻そうという思考に立脚していることを見逃すべきでないし、操業発展の予測の正確性が保証されていなければならぬという大前提に立脚してのみ形成される計算方法である点に留意すべきである。

したがって、この計算方法の思考を具体的な問題に適用すれば、販売価格決定の問題、とくに、臨時の注文に対して特別な価格を決定する場合、差別価格の決定とか、不況時の最低補償価格の決定、あるいはまた、各製品の利益率を基として品種選択を行なう場合に、限界原価計算によって算出される限界原価あるいは限界利益が、短期的観点から、たとえその計算目的を果すものであるとしても、企業資本の維持という長期的観点からみた短期的処理としての計算者の目的配慮が十分であるかどうかはなお問題である。

さらに、販売価格決定について限界原価計算を利用することによって、限界原価を価格下限として計算の基礎にしうると考えるならば、長期的観点から十分な固定費補償がなされない虞があり、ひいては企業資本維持を侵害することになる。そこで、西独において、かかる企業の終局目的に対処しうるために、また原価計算の市場変動への弾力性をうるために、計算方法の改善が提起されていることは周知のとおりである。とくに、アクテの段階的固定費回収計算⁽¹⁾においては、固定費を5グループに区分し、限界利益としての補償貢献額から順次段階的に回収するシステムをとり、さらに固定費をその支出作用性によって区分することによって、価格下限を3段階で把握して価格決定問題に弾力的に対処しうるよう改善している。この方法はとくに品種選択において、従来の限界利益あるいは限界利益率に基づいた比較方法に

(1) Klaus Agthe, Stufenweise Fixkostendeckung im System des Direct Costing, ZfB. 29 Jahr. Nr. 7. 1959. SS. 404-418. 拙稿, 限界原価計算における固定費補償, 商経学叢 32号。

比して、各製品の固定費強度を顧慮した点に実際的に合目的であり、かつまた正確性の上からも優れているといえる。けれども、アクテの段階的固定費回収計算は、あくまでも限界原価計算システムの枠内において展開されており、それなりの意義は認められるが、3段階の価格下限は補償貢献額を基礎とする、すなわち限界原価を基としてそれにマーク・アップしているに過ぎない。それは長期的価格下限の一連として算定された短期的価格下限であるとはいえない。長期的観点からみた短期的問題処理として十分であるかどうかという点に疑点がある。いかえれば、限界原価計算システムの枠内における限界原価を基とし、相対的価格下限の理念に立脚するから、前述の操業発展を前提としているといえる。そのために、計算理論的にも実際的にもそのシステムの限界があると理解する。長期的観点に立脚するならば、その価格下限は絶対的価格下限の理念に基づく短期的価格下限でなければならぬ。

原価計算の機能をその発展過程からみると、その機能の拡大がなされてきたし、その計算方法も改善されてきた。価格下限決定がいかなる種類の原価を基にしてなされるかについては、限界原価計算思考を基盤にして展開することも接近方法の一つであるが、他方、全部原価計算の観点に立脚して価格下限決定問題を再吟味することも可能な接近方法であると理解する。前者の立場から、⁽²⁾アクテ、リーベル、メンネル、ザイヒト、キルガ、ヴェーム・

(2) Paul Riebel, Das Rechnen mit Einzelkosten und Deckungsbeiträgen, ZfhwF. 11 Jahr, Heft 2. 1959. SS. 213-238. Die Preiskalkulation auf Grundlage von »Selbstkosten« oder von relativen Einzelkosten und Deckungsbeiträgen, ZfbF. 16 Jahr, Heft 10/11. 1964. SS. 549-612.

Böhm-Wille, Deckungsbeitragsrechnung und Optimierung, 1967.

Wolfgang Kilger, Flexible Plankostenrechnung, Dritte, erweiterte Auflage, 1967.

Gerhard Seicht, Die stufenweise Grenzkostenrechnung, Ein Beitrag zur Weiterentwicklung der Deckungsbeitragsrechnung, ZfB. 33 Jahr, Nr. 12. 1963. SS. 693-709.

Wolfgang Männel, Kann die Vollkostenrechnung durch den Ausweise „gesonderter Fixkostenbeiträge“ gerettet werden? ZfB. 1967. S. 759 ff.

ヴィレ、シュバルト等が、後者の立場から、⁽³⁾ ムンチェル、ヘンチェル、ヘッカー等が論究している。いずれにしても、短期的価格下限決定問題は長期的観点に立脚した企業資本維持を果しうる値の検討でなければならない。

価格下限と固定費補償の問題を考察するに際して、上記の各論者のように原価計算システムに関連して論究する場合と、他方、価格下限論あるいは固定費補償論として経営費用理論の立場から独自に論究する場合とがある。ここでは西独における経営経済学文献あるいは論文について、まず、後者の範囲において学説史的に検討することによって、限界原価を価格下限と考える見解は決して支配的でないということを明確に立証したいと考える。

Ⅱ 価格下限の概念——短期的価格下限と長期的価格下限

シュルツ (C. E. Schulz) は、「価格下限とは製品の価格を、それまで下げうる限界である⁽⁴⁾」と述べ、さらに、「価格下限の概念の中に、それが役立つべき目的規定を損なうことを注意すべきである⁽⁵⁾」と強調している。このシュルツの定義に対しては、「価格下限の研究に関連した問題の多様性を十分に考慮していない⁽⁶⁾」というモル (J. Moll) の批判もある。しかし、問題が多様であれば、概念規定は包括的に行なわねばならない。また、ヘラウアー (J. Hellauer) は、「価格下限とは、もしそれに達しない場合に、当該の仕事をするかまたは経営を継続することが不経済である価格である⁽⁷⁾」と述べているが、経済性を価格下限決定に際しての決定的な標識にするために、価格下限

(3) Gerhard Munzel, Die fixen Kosten in der Kostenträgerrechnung, Betriebswirtschaftlicher Verlag Dr. Th. Gabler, Wiesbaden. 1966.

Fritz Henzel, Vollkostenrechnung mit gesonderten Fixkostenbeiträgen, ZfB. 1967. S. 485 ff.

(4) Schulz Carl Ernst, Das Problem der Preisuntergrenze und ihre Arten. in: Annalen der Betriebswirtschaft, 1. Bd., 1927. S. 359.

(5) Schulz Carl Ernst, a. a. O., S. 359.

(6) Moll Josef, Kosten-Kategorien und Kostengesetz. Stuttgart. 1934. S. 124.

(7) Hellauer Josef, Kalkulation in Handel und Industrie. Berlin-Wien. 1931. S. 128.

概念を狭くしている。また、ハックス (K. Hax) は、経営の支払能力を重視して価格下限の定義を流動性の観点から行なっている⁽⁸⁾。しかし、ヘラウアー、ハックスの定義は、いずれも一元的な定義であるから、ここでは、シュルツの包括的な定義に基づいて展開することが妥当であると考えられる。

価格引下げは経営の目標設定によって規定され、短期的価格下限の決定に際しても企業の長期的目標設定を基礎におくべきで、これは経済的取引の決定的規定要因であり、長期的経済成果が改善される場合には目標設定の一時的侵害は是認されねばならない。

したがって、価格下限とは、給付の販売が経営目標の長期的達成を侵害しない限り、少なくとも目指さねばならないところの価格であると理解する。このことは、価格下限以下の各販売は営利経済原則の長期的実現に結びつかないことを意味する。ヘラウアーの定義と異なる点は、価格下限の一般的概念が特定の経営目標に規定されずに、経営目標設定の長期的実現を強調して用いられるという点である。それゆえ、価格下限概念は目的的性格を有するから、基本的な価格下限問題の論究は営利経済原則に反する（経営者の）態度が本質的に排除される場合にのみ可能である。

このように経営目標との関連において価格下限問題を把握する場合に、一般に価格下限を短期的価格下限と長期的価格下限とに区分することが出来る。従来 of 価格下限問題に関する論文では、この2区分の基準については特別な顧慮が払われていない。ただ、各見解の一般に共通した点は、長期的価格下限は総単位製品原価に一致し当該製品の全部原価補償を可能にするが、他方、短期的価格下限の高さは総単位製品原価より低い値で決定され、時折の財の部分原価補償をするにすぎないということである。

ハンス・ラフェ (Hans Raffée) は、この点をさらに展開してこの区分の本質的基準として資本維持をあげている。彼は、「短期的価格下限の特色は

(8) Hax Karl, Betriebswirtschaftlichen Erfolg und Wirtschaftlichkeitsmessung. in: Die Wirtschaftsprüfung. Jg. I. 1948. Heft 1. S. 7 f.

その適用がつねに限られた期間に対してのみ可能である。なぜなら、他の場合には、企業資本が完全に侵害されるからである。それに対して、長期的価格下限は他の事情が等しい限り資本維持を侵害することなしに無制限の期間に対して適用される⁽⁹⁾という。したがって、ハンス・ラフェによれば、短期的価格下限は企業資本維持を侵害することによって特色づけられるという見解に立脚する。

価格政策の本質的原理は、つねに営利経済原則によってつらぬかれた経営目標に基づかねばならないと理解するから、長期的価格下限のその値は、総単位製品原価に等しくなければならないし、それが等しくなることによって、はじめて全部原価補償が可能となり、資本維持が保証される。したがって、長期的価格下限が総単位製品原価であるという点は従来の見解に一致する。

ここで特に問題となるのは短期的価格下限についてである。この問題の第1点は、短期的価格下限は総単位製品原価以下であるという従来の見解について、第2点は、ハンス・ラフェのいう短期的価格下限の値は企業資本維持を侵害するという見解について再検討すべきである。

まず第1点については、全部原価補償か部分原価補償かの問題に関連する。長期的には全部原価補償が達成されねばならないことは自明である。短期的価格下限が総単位原価以下であってよいということは、部分原価補償を許容することを意味する。しかし、長期的経済成果が改善される場合には目標設定の一時的侵害は是認されうるが、それは決して長期的経営目標の達成を侵害すべきでないと考える。したがって、ここで、目標設定の一時的侵害の是認とは、決して従来の見解のように短期的価格下限がつねに総単位製品原価以下であってよいということにはならない。換言すれば、短期的価格下限がつねに相対的価格下限であってよいということにはならない。すなわ

(9) Hans Raffée, Kurzfristige Preisuntergrenzen als betriebswirtschaftliches Problem. Westdeutscher Verlag. Köln und Opladen. 1961. S. 37.

ち、短期的価格下限は原則として総単位製品原価に等しくなければならない。ゆえに、この短期的価格下限の内容をなすものは絶対的価格下限であるべきである。

ここに、「原則として」というのは、次のような例外が考えられるからである。すなわち、ヘニッヒ・ランゲン (Henig, Langen) の論文「動態的価格下限」(Dynamische Preisuntergrenzen) の中で差別的価格下限を例にとり、この場合、2つの状態が区別される。まず追加注文の価格と残りの注文 (Übrigen Aufträgen) の価格とに関係がない場合には、限界原価が価格下限を表わすという。したがって、もし価格が限界原価以上であれば、それは積極的成果をもたらすから追加注文を引受け、他方、限界原価より低い価格の場合には、追加注文は拒絶すべきであるという結果になるが、これはランゲンによれば静的モデルの解答であるという。しかし、私見によれば、上述の理由から限界原価を基準にした価格下限の理解をとらない。しかし、ここで問題とすべきは、追加注文の価格と残りの注文の価格とに関係がある場合である。すなわち、もし追加注文の価格が総単位製品原価以下、すなわち、ここでいう限界原価を基準にして、さらにそれ以下である場合、当該注文者の未来の注文があるかということである。両者に関係があれば、たとえ、価格が限界原価さえも補償しえないとしても、顧客を将来の継続的顧客とするために当該注文者の追加注文を受けるということになる。

これは新製品の採用に際してしばしばとられる方法であり、一般的にいえば、当該製品をまずより低い価格で販売し、後にその犠牲分を十分補償するに足る価格で将来の顧客を獲得しようという予測がある場合である。ランゲンはこれを動態的評価による問題解決であると称している。短期的価格下限が総単位製品原価以下であってよい場合、換言すれば、目標設定の一時的侵害が許されるのは後者の場合である。したがって、短期的価格下限は原則と

(10) H. Langen, Dynamische Preisuntergrenzen. ZfbF. 1966. S. 650 ff.

して総単位製品原価に等しくなければならない。

ゆえに、ムンツェル (Gerhard Munzel) の指摘するように、短期的価格下限と長期的価格下限の関係は、各短期的価格下限の合計は長期的価格下限に一致するという等式が成立する。

次に、短期的価格下限問題の第2点としてのハンス・ラフェ (Hans Raffée) のいう短期的価格下限のその値は企業資本維持を侵害するという見解については、短期的価格下限の内容をなすものは原則として相対的価格下限ではないと理解し、それは総単位製品原価以下であると考えない。換言すれば、短期的価格下限も長期的観点のもとに絶対的価格下限、すなわち総単位製品原価でなければならないという原則に立脚する。

したがって、この立場をとる短期的価格下限は企業資本維持を侵害するものでないし、裏返せば企業資本維持を侵害するような短期的価格下限であってはならない。

Ⅲ 価格下限問題の一元的処理

経営経済学文献の中にみられる価格下限問題についての見解は、大別して一元的観点からの論究と多元的観点からのそれに区分しうる。⁽¹¹⁾ 価格下限問題の一元論は、唯一の観点から価格下限を顧慮する場合をさし、専ら唯一の経営経済的な局面（たとえば、原価または流動性）の顧慮に限定されている。それに対して、価格下限問題の多元論は、若干の観点から（たとえば、原価と流動性の観点）顧慮される場合をさす。まず、以下、1930年頃までにみられる価格下限の一元的見解について検討する。

価格下限問題に関して1930年頃までに共通している点は、短期的価格下限を比例的単位製品原価ないし変動的単位製品原価とみることである。しか

(11) Hans Raffée, Kurzfristige Preisuntergrenzen als betriebswirtschaftliches Problem. Westdeutscher Verlag. Köln und Opladen. 1961. S. 59.

も、ワルプ、シュマーレンバッハ、レーマン、ベステ⁽¹²⁾等の代表的陳述は、いずれもミクロ経済学的な概念に基づいている。ワルプ (E. Walb) は 1926 年「私経営と公経営の成果計算」と題して、その中で「もし、経営が注文を引受けるべきでないか、または、かかる注文を生産費以下で引受けるかの問題が生ずるならば、暫時、固定費を補償しない価格で売却することが出来る⁽¹³⁾」と述べている。彼の見解によれば、経営にとって固定費は「先天的損失」であって、いずれにせよ発生するから企業が価格による補償を一時的に断念しうる原価である。価格設定に対する最小限界は比例費であり、それより高い収益をもたらす販売は固定費の補償を絶対的にでなく相対的に補償するから有利であるという。

このような見解は不足操業の場合に、当時、実践において普及していた全部原価計算への慣習への反動として理解すべきであるが、原価経済的に決定される唯一の価格下限のみを考慮することは一面的であり、決定的に重要な流動性観点が顧慮されていない。しかも、この財務経済的考察を行っていないという点を別にしても、価格下限と変動的単位製品原価とを同一視することは、ラフェによれば、経営経済的現実に相応しないといえる。

そこで、ワルプ等の見解に対しては具体的に次の諸問題点を指摘しうる。

1. 単種製品生産企業を考察の中心にしており、多種製品生産企業に対しては、個々の製品種類の孤立した吟味が可能である場合のみ普遍妥当性がある。

(12) Walb Ernst, Die Erfolgsrechnung privater und Öffentlicher Betriebe. Berlin-Wien. 1926. S. 424.

Schmalenbach Eugen, Grundlagen der Selbstkostenrechnung und Preispolitik. 2. Aufl. Leipzig. 1925. S. 47-51.

Lehmann M. R., Die industrielle Kalkulation. Berlin-Wien. 1925. S. 11 f. und Über Begriff und Ausgaben der Preiskalkulation, in: Betriebswirtschaftliche Rundschau. 3 Jg. 1926. S. 21-23.

Beste Theodor, Die Verrechnungspreise in der Selbstkostenrechnung industrieller Betriebe. Betriebswirtschaftliche Zeitfragen, herausgegeben von der Gesellschaft für wirtschaftliche Ausbildung. Heft 5. Berlin 1924, S. 64.

(13) Walf Ernst, a. a. O., S. 26.

2. 価格下限の決定に際しての販売経済的活動とその成果が考慮されていない。
3. 将来の給付生産に対してのみ価格下限の決定が行なわれ、現有の在庫についての吟味が行なわれていない。
4. きわめて短期的考察である。
5. 偶発的再操費と休止費が考慮されていない。

したがって、変動的単位製品原価を価格下限として一元的に決定することは、企業の財務状態が安全であり上記5前提がみたされる場合のみ妥当性を有する。価格下限問題の一般的解決は一元的処理によっては可能でない。そこで、このような諸問題を解決し、経営経済的实践に相応した価格下限問題の処理を提案したのはシュルツ (C. E. Schulz) である。

Ⅳ シュルツ理論の概要とその検討

シュルツ (Schulz, Carl Ernst) は、1927年に「価格下限の問題とその種類」⁽¹⁴⁾ (Das Problem der Preisuntergrenze und ihre Arten) と題して価格下限問題の満足な解決に対する決定的方法をうちだした。従来、専ら一種類の価格下限に関する考察にすぎなかった諸見解とは異なって、シュルツが価格下限を若干の種類に区別し経営経済的实践に適應しうるようにしたことは新しい手始めとして注目に値するし、その後の価格下限に関する研究はすべてシュルツ理論を背景にして展開されている。

シュルツは、価格下限は全く異なる目的に役立つ相対的概念であるという立場から、「価格下限にとって重要である特定目的は形容詞によって表現される」⁽¹⁵⁾ として、いわゆる6種類の価格下限をあげている。

(14) Schulz Carl Ernst, Das Problem der Preisuntergrenze und ihre Arten. Berlin-Wien. Leipzig 1928. Teil I-IV abgedruckt in Annalen. S. 347-377. Teil V in BWR. 4 Jg. 1927. S. 205-208.

(15) Schulz Carl Ernst, a. a. O., S. 359 f.

1. いわゆる**実際の価格下限** (effektive Preisuntergrenzen)⁽¹⁶⁾ について；これは生産を行なうことが経済的でなくなる時点を示すことを目的とする。したがって、「いかなる価格以下では経営を休止することがより経済的であるか」の質問に答えるものであるとして、シュルツは、**実際の価格下限**を最も重要な価格下限と呼び、その処理に最大の注意を払っている。

2. **実際の価格下限**と並んで「**経営の流動性の維持のための価格下限**」について論述している。この価格下限は、シュルツによれば、「**経営資本の流動性が危険になるのはいかなる価格以下であるか**」の質問に答える目的をもっている。シュルツの論文では、**実際の価格下限**の基礎となっている**原価経済的**の考慮が、**財務経済的**の観点の導入によって完全にされているが、その**財務経済的価格下限**についての詳論は、ハンス・ラフェの文献にまたねばならない。

3. そのほかに、**実際の価格下限**と**流動性志向の価格下限**と並んで、**投機的価格下限** (spekulative Preisuntergrenze) があげられる。**投機的価格下限**は——シュルツによれば——**積極的価格政策**に対する可能性と用意とが与えられている場合に妥当性をもつという。企業は当面の不足操業の段階においては、**実際の価格下限**を基礎にして価格を設定しない。むしろ、販売拡張への投機をするために**価格引下げ**をする。シュルツは、この**価格引下げ**は**経営最適**の操業の達成を可能にすると考えている。この際、**投機的価格下限**は**経営最適**における**回避可能費** (die vermeidbaren Kosten) を基礎にする。したがって、**経営最適**が実際に実現されるならば、**投機的価格下限**が**実際の価格下限**になる。

4. **差別的価格下限** (differentielle Preisuntergrenze) は操業の改善に役立つ追加注文に対し決定的に適用される。

(16) Schulz Carl Ernst, a. a. O., S. 360. 「effektive Preisuntergrenze」という用語は「将来の生産のための**原価経済的**の休業——**価格下限**」(Kostenwirtschaftlichen Stilllegungs-Preisuntergrenze für die zukünftige Produktion) というほうがその現象の本質を十分に表現するという意味でより適切である。

5. 計画的価格下限 (planmäßigen Preisuntergrenze) は全部原価補償を達成するような価格を下限とすることを表す。したがって、シュルツによれば、計画的価格下限は長期的価格下限 (die langfristige Preisuntergrenze) とみられる。

6. さらに、シュルツは逡増地帯の価格下限について述べている。逡増地帯の価格下限を原価志向的に決定する限り、当然、相対的価格下限としての短期的価格下限は問題でない。したがって、短期的価格下限の分類の基準が企業の時折の操業状態に基づくのは妥当でないというラフェの批判がある。

以上のように、価格下限の相対性を示し、価格下限を異なる種類に区別していることはシュルツの大きな功績である。それによって全体の問題領域が拡大された。一般的に短期的価格下限の種類を、財務経済的価格下限と給付経済的価格下限 (leistungswirtschaftliche Preisuntergrenzen) とに区分すれば、財務的局面は流動性志向の価格下限によって把握され、給付経済的価格下限は、シュルツの場合には実際の価格下限、差別的価格下限と投機的価格下限の形態において考慮されている。この際、シュルツは給付経済的短期的価格下限 (die leistungswirtschaftlichen kurzfristigen Preisuntergrenzen) を一面的に原価観点から考察している。販売経済的吟味は——原価経済的観点の必要な補充として——ただ投機的価格下限の形態の中で簡単に論述しているにすぎないが、シュルツは給付経済的価格下限の原価経済的側面を本質的に改良した。

(1) 実際の価格下限の改良処理

1) 実際の価格下限の決定に際しての固定費の除去可能性の考慮と再操費の導入

シュルツは前記の6種類の価格下限のうちで、実際の価格下限を最も重要視し、その実際の価格下限を算定する際に、固定費の除去可能性と再操費の問題とを考慮している。

シュルツによれば、実際の価格下限の決定に際して、価格下落によって継

続経営が一時的休止より損失が多い場合には、専ら変動費のみが継続経営の追加的原価ではない。同じく経営の休止に際して発生する原価は固定費に一致しない。特に長期にわたって経営が休止する場合には固定費の一部が除去されることを計慮すべきである。たとえば、事情によっては、給料が固定費である部門管理者や主任を解雇することが可能である。したがって、いわゆる固定費のみでなく原価の回避可能性（Vermeidbarkeit der Kosten）が考慮されねばならないと主張する。

それゆえに、価格によって経営休止による回避可能変動費（die vermeidbaren variable Kosten）を補償するとともに、経営休止による回避可能固定費（die vermeidbaren fixen Kosten）をも補償すべきである。この関係を公式で表わせば次のようである。⁽¹⁷⁾

$$P_u = V + \frac{F_T - F_E}{X}$$

V；変動的単位製品原価

F_T；期間当り固定費

F_E；期間当り絶対的固定費

F_T - F_E；期間当り回避可能固定費

X；期間当り製品数量

この公式の意味は、短期的価格下限は単に限界原価ではなくて、変動的単位製品原価＋回避可能固定費であることを表わす。

さらに、除去さるべき固定費と並んで——シュルツが確信をもって強調しているが——生産の再操（Wiederaufnahme der Produktion）に際して発生

(17) これについてシュルツ以前に Maletz と Rummel とがそれぞれ指摘している。Schulz Carl Ernst, a. a. O., S. 358 f.

Rummel Kurt, Erhöhung der Wirtschaftlichkeit in den technischen Betrieben der Grozisenindustrie. Düsseldorf 1926. S. 56.

Maletz Josef, Kostenauflösung. in: ZfhF. 20 Jg. 1926. S. 31.

Seidel Karl, Selbstkostenrechnung und Preisgestaltung. in: Annalen der Betriebswirtschaft. 1 Bd. 1927. S. 218 f.

する再操費 (Anlaufkosten)⁽¹⁸⁾ をも考慮すべきである。経営の休止によって回避可能固定費が回避され、補償さるべきものとして変動費に追加せねばならないが、しかし一方、再操費の場合に継続生産によって避けられるかかる原価が問題となる。したがって、その再操費は価格下限の計算をする際に差し引くべきであるから次の等式で表わされる。

$$P_u = V + \frac{(F_T - F_E) - A}{X}$$

A: 再操費

それゆえに、再操費を顧慮した場合の短期的価格下限の値として、変動的単位製品原価に加えなければならないのは単位製品当りの回避可能固定費に再操費を負担させた値である。

さらに、シュルツは経営の休止に際して追加的に発生する原価、すなわち休止費 (Stilllegungskosten) を顧慮すべきであると主張する。したがって、価格下限は単位製品当りの全体固定費と単位製品当りの全体休止費の差で修正する変動的単位製品原価からなる。この際、全体休止費 (die gesamten Stillstandskosten) St は除去不能固定費 (F_E)、休止費 (St) と再操費 (A) からなる。

$$P_u = V + \frac{F_T - St}{X}$$

$$St = F_E + A + St_1$$

この公式から明らかなように、原価的価格下限は特別な場合にのみ変動的単位製品原価に等しい。実際の価格下限が変動的単位製品原価以上となるのは、ことに長期的休止に際して、きわめて少額の休止費、再操費と除去不能固定費が発生する場合である。逆に実際の価格下限が変動的単位製品原価以下であるのは、たとえば市場からの一時的遊離によって後に宣伝費の形でよ

(18) 再操費は技術的再操費と経済的再操費とに区分される。前者に属するものは鋳鉄の開始後、直接に鋳鉄生産について発生する die Kosten der Fehlproduktion である。経済的再操費 (市場的再操費) はたとえば追加宣伝費の形で発生する。Hax Karl, Betriebsunterbrechnungsversicherung. S. 57-61.

り高い再操費が発生するか、経営休止が多額の追加的休止費を伴なう場合である。しかしこの場合はきわめて稀であると考えられるから、実際の価格下限（原価的価格下限）はつねに変動的単位製品原価以上であるといえる。

2) 実際の価格下限の決定に際しての再操費問題

シュルツは再操費をより詳細に把握することによって実際の価格下限の公式を改良しようとした。再操費を次のように表わしている。⁽¹⁹⁾

$$A = a + a'm$$

a; 1カ月の経営休止後の再操費

a'; それ以上の月に対する増加額

m; 休止月数

ティビィ (Tibi, Erich) によれば、この再操費の公式は、 $A = a + a'(m-1)$ と表わさねばならないが、⁽²⁰⁾ラフェによれば、その点を度外視しても、余り意味がないという。⁽²¹⁾なぜなら、再操費は一定の基本額と時間比例の増加量とに分解するには余りにも不特定量である。シュルツによれば、再操費は事情によっては時間経過と共に飛躍的に増加する可能性がある⁽²²⁾と指摘するが、ハンス・ラフェの見解によれば、再操費は休止期間によって増減するとは限らない。市場的再操費は、長期の休止期間後の再操費が短期の休止期間のそれより少ないことがありうる。なぜなら、企業の販売状態が景気発展のごとき外部的要因に作用されるから、時間的経過によって増加する量であるとはいえないと言う。

モル (Moll, Joself) によれば、再操費の見積困難性のために、実際の価格下限の算定に際してそれを等閑視すべきであるという。⁽²²⁾つまり、再操費を顧慮しなければ価格下限を正確に算定しうるが、再操費を包含すれば不確実性要因のために価格下限算定が不可能になる。モルは、価格下限としての比例

(19) Schulz Carl Ernst, a. a. O., S. 362.

(20) Tibi Erich, *Kostenentwicklung und Preispolitik*. Berlin. 1937. S. 60.

(21) Hans Raffée, a. a. O., S. 69.

(22) Moll Joself, *Kosten-Kategorien und Kosten-Gesetz*, Stuttgart. 1934. S. 131.

率 (proportionalen Satzes) が最も普遍妥当性があると主張する。⁽²³⁾モルは、比例率とは単位製品当りの限界原価 (Bruttogrenzkosten) であると理解している。そのために、短期的価格下限として限界原価の妥当性を侵害する再操費は計算から除外している。さらに注意すべきは、モルは、再操費のみならず偶発的追加的休止費をも顧慮せず、短期的価格下限の計算から除外していることである。この点、ホラゼクは、限界原価 (モルの意味での比例率) を短期的価格下限とすることの矛盾を指摘し、限界原価を絶対的限界としえないと主張する。⁽²⁴⁾しかも再操費の数量化の困難性を理由にそれを無視することに異議を唱えた。モルは一般に正確な価格下限算定の可能性について誤った観念をもっていると指摘する。いずれにせよ、再操費が考慮されない場合には短期的価格下限を決定しえないというのが一般的見解である。

3) 時間的要素と実際の価格下限の算定

損失価格での継続経営が一時的休止かの代替案決定の基礎には、不利な収益状態の期間の前提がある。企業家は経済的事実に基づいて価格下落の期間を予測しようとする。再操費が無視される場合に、価格下落の期間についての異なる前提が価格下限の高さに影響することは明白である。予測された価格下落の期間に応じて固定費の除去は異なる大きさをとることに基づく。すなわち、一時的休止に際して除去すべき固定費が多ければ、短期的価格下限の値がより高くなるが、しかし、この際、実際の価格下限算定の正確性が時間的要素の誤った見積によって妨げられるかどうかの問題である。

この点を数字例で明らかにすれば、再操費を無視するとして、 $P_u = V + \frac{(F_T - F_E) - St_1}{X}$ において、 V は平均的変動費 1 DM, F_T は月当り全体固定費 320000 DM, F_E は月当り除去不能固定費 118000 DM, 休止期間 5 カ月, St_1 は休止に際して発生するすべての期間非依存の休止費で、その額は 135000 DM とする。したがって、月当り 27000 DM となる。 X は月当り生産数量で

⁽²³⁾ Moll Josef, a. a. O., S. 137.

⁽²⁴⁾ Horacek Max, Der kalkulatorische Ausgleich. Wien. 1950. S. 77.

50000⁽²⁵⁾である。

$$P_u = 1 + \frac{320000 - 118000 - 27000}{50000}$$

$$= 4.50 \text{ DM}$$

その結果 4.50 DM は、生産した 50000 単位の販売にあたって少なくとも達成されねばならない価格下限である。それが 4.50 DM に達しない場合には一時的休止が有利となることを意味する。

この計算によって推論されることは、価格下落期間の誤った評価は確かに価格下限の妥当性に影響する。これは専ら期間非依存の休止費 135000 DM が——5 カ月が誤った評価である限り——月数評価の多少によって異なる配分をうけることになる。しかし、一般に多くの場合に、期間非依存の休止費は発生しないか、または発生しても相対的に微々たるものであるから、期間要素についての評価困難性は実際には問題でない。ことに変動費並びに除去可能固定費は十分正確に算定しうる。しかし、かかる思考には次のような決定的前提があることに留意すべきである。

4) 生産数量の販売可能性に基づいた実際的価格下限の算定

実際的価格下限は、再操費と期間非依存の休止費を無視すれば、生産数量と販売数量とが少なくとも平行的に変動する場合に明確に算定される。というのは、実際的価格下限を算定するに際して、生産数量が少なくとも算定した下限に達する価格で販売されうるという期待のもとでの生産数量がその計算の基礎になる。かかる販売可能性がなければ、全く新しい問題として、在庫、在庫費の問題、または期待に反して減少した販売数量への生産数量の適応の問題が生ずる。これら各場合に、異なる原価状態が生じ、異なる価格下限の値をとる。たとえば、市場の有効需要が過大評価されたために計画生産量が減少するならば、除去可能固定費は本来評価された数量以下の数量に割当てられるから、実際的価格下限は高い値をとることになる。

(25) Zahlen in Anlehnung an Tibi Erich a.a.O., S. 61 f.

販売数量に関する不確実な予測と並んで、さらに、実際の価格下限は価格下落がただ一時的現象であるという重要な前提に基づいている。したがって、この前提のために企業の清算 (Liquidation) に関する吟味が除外されている。

(2) 差別的価格下限 (Die differentielle Preisuntergrenze)

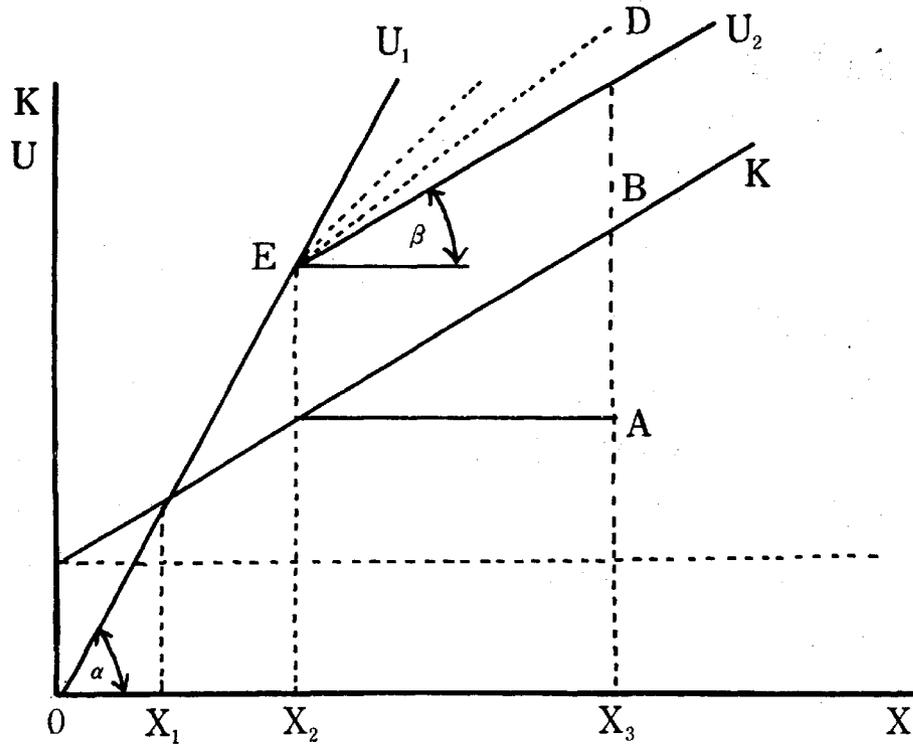
差別的価格下限は、シュルツによれば、操業の増加に役立つ追加注文に対する価格下限である。⁽²⁶⁾それは増分原価総額を追加給付単位で割ることによって算定される。この場合に、差別的価格下限に対しても、実際の価格下限の場合と同じ計算原則を適用している。すなわち、追加生産は追加注文を前提にし在庫問題を除外する。さらに価格差別化の前提のもとに、差別的価格下限を Netto-Grenzkosten と同一視し、しかも販売経済的要因の作用を無視している。したがって、もし従来の製品の価格と追加製品の価格との間の差別化が行なわれなければ、「追加注文の価格は限界原価のみならず、従来の注文に対する価格下落によってもたらされる売上高減少をも補償すべきである」⁽²⁷⁾ことを注意すべきである。それにも拘わらず、シュルツの場合には、差別的価格下限が純粹に原価的に規定されている。

企業が生産量を X_2 から X_3 に増加すると仮定する。操業はただ上昇し、それに応じて価格が下落する。

追加操業 $X_3 - X_2$ の場合に、 X_3 1 単位の価格が全部原価を補償する必要はない。下図に仮定された直線的費用経過 K が販売曲線 U_1 に比較される。これは、価格が全生産単位に対し製品単位当り $\text{tg } \alpha$ が妥当する場合である。しかし追加生産量 $X_3 - X_2$ を売却するためには追加単位に対する価格は $\text{tg } \alpha$ から $\text{tg } \beta$ に下げられる。 $\text{tg } \beta$ の価格の場合には変動費が補償される。販売曲線は E が折目となり、 $U_2 \cdot \text{tg } \beta$ が価格下限となる。 X_3 の場合の利益は価格下限で計算すれば生産量及び販売量 X_2 の場合の利益に等しい。

(26) Schulz Carl Ernst, a. a. O., S. 370 f. und S. 64.

(27) Gutenberg Erich, Der Absatz. S. 299.



tg α と tg β の間の追加生産単位に対する各価格がこの利益を高める。しかるに、固定費飛躍を有する原価曲線を問題とすべきならば、その固定費飛躍が価格下限の算定において考慮されねばならない。この際、操業増加の領域内で固定費飛躍が発生する場合には、変動費プラス区間固定費が補償されねばならない。したがって、固定費飛躍を伴う操業増加の際の価格下限は、固定費飛躍なしの操業増加に際しての価格下限より高くなる。差別的価格下限の場合には、通常、休止費及び再操費を度外視して計算の簡単化を狙っているために、変動費、または変動費+区間固定費が価格下限として把握される。しかし、かかる追加注文に対する価格下限の算定に際しても、厳密には再操費及び休止費をも計算の対象とすべきである。

差別的価格下限の特性は価格下限の特別形態としてみられることにある。元来、差別的価格下限は操業の改善を目的とするために部分原価補償の態度をとる。しかし、それには近い将来、操業発展が必ずあるという確実な期待と、さらに、その操業発展が達成された際には以前に失なわれた固定費補償

額と利益とが回収されるのでなければならない。その意味で、差別的価格下限は、全部原価補償の理念に立脚する限り、短期的価格下限としても原則的思考に立った算定方法ではないといえる。

(3) シュルツ理論の評価

シュルツ理論の貢献は価格下限の二元的な論究を行なっている点にある。改良された原価顧慮と時間要素とを価格下限の算定に導入し、また部分的にはあるが財務経済的局面を考慮したことである。しかも、価格下限を6種類に区分したことは、実際の価格下限の論述を除いて他の種類の価格下限に対する詳細な検討が行なわれなかったとはいえ、価格下限問題のその包括的接近方法はその後の研究に多くの問題点を指摘しているところに高く評価されるゆえんがある。とりわけ、シュルツ理論に対して、次の4点が問題点としてあげられる。

1. シュルツ理論は単種製品生産企業、ないし個々の販売負担者の独立した考慮に対してのみ普遍妥当性をもつ。
2. 著るしく原価志向的であり、販売経済的吟味はきわめて制限的にのみ考慮されている。
3. したがって、在庫と販売の問題が言及されていない。
4. シュルツは、実際の価格下限の枠内における一時的休止のみを考慮し、最終的休止すなわち企業清算や生産転換の問題にふれていない。

そこで、単種製品生産企業の価格下限研究から、多種製品生産企業のその研究への接近展開を企図したのはヘラウアー (Hellauer, Josef)⁽²⁸⁾ であり、一時的休止の問題のみでなく企業清算と生産転換との問題を検討したのはシュミット (Schmidt, Fritz)⁽²⁹⁾ である。価格下限論を歴史的にみれば、まずこの両者がシュルツ理論の一層の展開を企図したとみることができる。

(28) Hellauer Josef, Kalkulation in Handel und Industrie. Berlin-Wien. 1931.

(29) Schmidt Fritz, Kalkulation und Preispolitik. Berlin-Wien. 1930.

V 企業清算と生産転換（代替案の選択）

— シュミット理論の概要とその検討

既述のごとく、シュルツは清算的観点（Liquidationsaspekts）を度外視し、彼が中心問題とした継続経営か一時的休止かの代替案は、企業の収益状態が長期間において再び改善されるという期待を含んでいる。このため、シュルツは企業の偶発的な清算の代替案については論究していないとして、シュミット（Fritz Schmidt）は価格下限考慮において企業清算の可能性問題を論究したわけである。⁽³⁰⁾

シュミットの見解によれば、企業の収益状態が悪化し早急に再びその回復が期待されない状態であれば、企業清算が考慮の対象となる。収益状態の悪化に対し企業家が直面していると思われる根本的問題は将来の収益発展についての予測である。したがって、販売見込みがたとえば構造的消費変化によって、きわめて悲観的であると判断するならば、場合によっては企業家は企業の清算を考えねばならない。なぜならば、販売状態の回復の正当な期待なしに一時的休止を行なうことは、有利な清算可能性を看過するのみでなく、清算を断念することは清算によって回避可能な損失としての休止費を負担することになる。企業の長期的維持による期待将来収益と企業清算による収益との比較が企業家意志決定にとって決定的に重要である。けれども、清算の場合に純粹の清算収益のみを顧慮することは十分でない。清算収益の有利な利用可能性が考慮されねばならない。シュミットは清算収益が他の設備に転化されうる可能性を述べながらそのことを示唆している。勿論、清算が決定されないとすれば、シュルツの實際的価格下限の観点が重要であるが、清算がより有利である場合にはシュミットが行なった吟味が妥当する。

シュミットによれば、企業の清算は2つの形態で行なわれる。「全体の破

(30) Schmidt Fritz, Kalkulation und Preispolitik. Berlin-Wien. 1930. S. 129-135.

産」即ち企業のすべての売却可能な資産の売却による場合と、他方いわゆる縮小清算 (Abbauliquidation) の場合とである。縮小清算は両投資を行なわず企業の継続経営を行なうことに特色がある。シュミットの基本的思考は損失補償への努力にある。したがって、この際、即座の清算か縮小清算かの代替案が生産経済的価格下限として決定的に重要な意味をもつことになる。その際の生産経済的価格下限として次の式が成立する。⁽³¹⁾

$$P_u = \frac{E_L}{X} + K$$

E_L ; 正味清算収益 (企業清算収益 - 清算原価)

X ; 縮小清算期間内の全体販売数量

K ; 生産によって追加的に発生した他の原価を含めた変動的単位製品原価 (したがって、 K は単位製品に帰属し即座的清算によって回避可能原価である。)

したがって、この公式によれば、縮小清算が即座的清算より有利であるべきだとすれば、価格は単位製品当り限界原価 (Brutto-Grenzkosten) を補償すべきであるとともに単位製品に発生する正味清算収益をも補償すべきである。

さらにシュミットによれば、清算収益 E_L の利用可能性をも顧慮すべきである。なぜなら即座的清算と縮小清算との代替案を規定する生産経済的価格下限は、清算収益の計画的投資の収益見込みによってその高さが影響される。縮小清算がより有利である価格下限が高くなれば、清算収益の有利な投資の可能性が縮小清算の最終時点にいたるまで与えられるという。ここでシュミットが再投資の収益についてふれていることは、設備投資などを計算的考慮に入れた長期的価格下限の算定の必要性を暗示したものであるといえる。

シュミットはこの清算問題と並んで、さらに新しい局面として生産転換に

(31) Schmidt Fritz, a. a. O., S. 135.

ついて論究し、「当面の製品の損失が他の製品の損失より大であるならば、他の生産への転換が行なわれるべきである。その際、転換原価は転換された生産の収益によって負担される」と述べ、価格下限がその決定の規準となることを指摘している。

シュミット理論を総括的に検討すれば次の点が指摘される。

1. シュミットが清算観点と転換観点とを価格下限問題に包含したことによって、価格下限論究の基礎が本質的に拡大せられたといえる。すなわち、シュルツの実際的価格下限の基礎になっている収益状態の一時的悪化の前提とともに、従来の生産が十分な利益を期待しえない場合を考慮している。

2. 清算規定の価格下限と実際的価格下限の基礎をなす異なる前提は、2つの値の計算的関連を切離する。実際的価格下限は収益状態の期限づきの悪化に基礎をおくが、清算志向の価格下限の際の計画期間は無限の長さである。実際的価格下限は、縮小清算によって少なくとも補償されねばならない価格下限より低くなる。なぜなら、縮小清算は休止による回避可能費とともに単位製品に発生する清算収益をも含むからである。けれども、かかる比較はもともと無意味である。実際的価格下限の評価は、企業の即座清算によってえられると同じ成果を少なくとも得なければならないという必要はない。

$$E_L \leq peff \cdot X$$

peff; 実際的価格下限

実際的価格下限のかかる制限は両価格下限が異なる平面にあるという事を顧慮していない。すなわち、実際的価格下限は一時的性格にすぎないが、清算収益はその期間の範囲が企業の全体の生命を含む限り決定的な値である。

3. 実際的価格下限と清算志向の価格下限とは期間的な範囲が異なるために、シュルツの着想とシュミットの着想とには第2の決定的相違がある。すなわち、シュルツによる価格下限考慮は原価量と給付量との範疇で行なわれているが、シュミットの場合は、企業家の資産計算の観点に立っているため原価—給付の次元をこえている。シュルツの考察は企業資産価値とその変動

に関する問題は原則として除外されているが、有形資産の固定費除去の問題が生ずる場合には原価局面から解決している。それに対して、シュミットの場合には、清算価格下限としての企業価値の問題が中心的意味をもっている。

シュミットが、清算と清算収益の有利な利用及び生産転換の可能性を価格下限の吟味に含め、投資計算と経済性計算との数値が価格下限の算定に導入されることを明示した点は注目に値する。

1968. 6. 30.